

宮城県産農林水産物需要喚起事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内飲食店等における県産食材の需要を喚起することで、生産者と飲食店等における県産食材の利用継続、適正価格による取引及び販売を拡大し、生産者の経営安定を図ることを目的として、飲食店等における県産食材の需要喚起に要する経費について、予算の範囲内において宮城県産農林水産物需要喚起事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業、補助対象事業者、要件、補助対象となる経費、補助率及び交付限度額は、別表1のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表1の事業区分（1）又は（2）に該当する事業に取り組まなければならない。

2 補助金の交付の申請は、別表1の事業区分（1）又は（2）いずれか一つとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

3 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たり、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

4 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、別表2のとおりとする。

5 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する事業者は、交付申請をすることができない。

6 知事は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付の決定)

第4 知事は前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第5 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第6 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第3第3項の規定により減額した場合においては、その減じた額を上回る部分の金額をいう。）を別記様式第2号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿及び関係書類の整備)

第7 補助事業者は、事業費の支出が明確になるよう証拠書類を添えて他の帳簿と区分して

経理しなければならない。

(関係書類等の提出)

第8 この要綱により、知事に提出する書類の部数は1部とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

事業区分	補助対象事業者	要件 1	要件 2	補助対象となる経費	補助率	交付限度額
(1) 食育・地産地消推進事業	<p>右記の要件 1 及び 2 に取り組み、県が実施する県産食材の需要拡大を目的としたキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）に参加した飲食店・宿泊施設等とする。</p> <p>なお、本事業の対象となる飲食店は、日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法 第 52 条第 1 項の許可を得ている飲食店で、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律 第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」を含む飲食店を除く。また、宿泊施設は、日本標準産業分類の「75 宿泊業」に分類される宿泊施設とする。</p>	<p>(1) 食材王国みやぎの基本理念に賛同し、県産食材への認知、理解が深まるよう、次の①及び②によるなどの地産地消の推進。</p> <p>① 県産食材をメインとした料理を年間を通して提供</p> <p>② 県産食材の理解が深まるよう、利用者に情報提供</p>	<p>キャンペーン期間中の宮城県産農林水産物を使用した新規メニューの提供。</p>	<p>(1) 宮城県産農林水産物を使用したキャンペーンメニューの試作に必要な宮城県産農林水産物の食材費。</p> <p>(2) 宮城県産農林水産物を使用したメニューを提供するための宮城県産農林水産物の食材費。</p> <p>(3) 宮城県内本社（本店）の事業者が県内で製造した日本酒、ワイン等の酒類を提供するための仕入れ費。</p> <p>※飲食店・宿泊施設等が提供するテイクアウト品も対象とする。</p> <p>※米は除く。</p>	<p>補助事業対象経費の 1 / 2 以内。</p> <p>ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	100千円
(2) 県産水産物需要喚起事業	<p>右記の要件 1 及び 2 に取り組み、県が実施する県産食材の需要拡大を目的としたキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）に参加した飲食店・宿泊施設等とする。</p> <p>なお、本事業の対象となる飲食店は、日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法 第 52 条第 1 項の許可を得ている飲食店で、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律 第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」を含む飲食店を除く。また、宿泊施設は、日本標準産業分類の「75 宿泊業」に分類される宿泊施設とする。</p>	<p>(2) 「食材王国みやぎの伊達な乾杯条例」の推進。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症防止対策。</p> <p>※(2)については、酒類を提供する飲食店・宿泊施設等とする。</p>	<p>キャンペーン期間中の宮城県産水産物を使用した新規メニューの提供。</p>	<p>(1) 宮城県産水産物を使用したキャンペーンメニューの試作に必要な宮城県産水産物の食材費。</p> <p>(2) 宮城県産水産物を使用したメニューを提供するための宮城県産水産物の食材費。</p> <p>※飲食店・宿泊施設等が提供するテイクアウト品も対象とする。</p>	<p>補助事業対象経費の 1 / 2 以内。</p> <p>ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	100千円

※（1）又は（2）いずれかの事業を補助対象とする。

※支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とする。

別表 2

補助金等交付申請書に添付する書類	
添付書類	イ 補助事業実績書（別記様式第 1 号－別紙 1） ロ 補助事業用帳簿（別記様式第 1 号－別紙 2） ハ 見積書，契約書，納品書，請求書，振込依頼書及び領収書等の写し ニ キャンペーン提供メニュー及びメニュー表等の写真 ホ その他知事が必要と認める書類